

官報

号外

昭和二十八年七月十三日

○第十六回 参議院會議録第二十一号

昭和二十八年七月十三日(月曜日)午前
十時四十八分開議

議事日程 第二十号

昭和二十八年七月十三日

午前十時開議

第一 国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 道路整備費の財源等に関する臨時措置法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 開拓融資保証法案(内閣提出)

(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	田中 啓一君
厚生委員	西岡 ハル君
水産委員	松浦 清一君
運輸委員	片岡 文重君
労働委員	重宗 雄三君
経済安定委員	泉山 三六君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

重宗 雄三君

厚生委員

泉山 三六君

水産委員

片岡 文重君

運輸委員

松浦 清一君

労働委員

田中 啓一君

経済安定委員

西岡 ハル君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員

松浦 定義君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

水害地緊急対策特別委員

松原 一彦君

同日農林委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 小林 亦治君(小林亦治君の補欠)

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

苗科医師法の一部を改正する法律案

(林了君発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書を提出した。

航空機抵当法案可決報告書

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件議決報告書

開拓融資保証法案可決報告書

去る九日経済安定委員長から提出した公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査)

一、公聴会の問題 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日 七月十七日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。

昭和二十八年七月九日

経済安定委員長 早川 慎一

参議院議長河井彌八殿

去る十日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際航空運送に関するある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

北海道防寒住宅建設等促進法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

産業労働者住宅資金融通法案

一般会計の歳入の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

本給再保険法案

同日衆議院議長から国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際航空運送に関するある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十八年七月十三日 参議院會議録第二十一号 議長報告

昭和二十八年七月十三日 参議院會議録第二十二号 會議 議員の請願 西日本水害状況及び西日本水害対策本部の対策事項に関する大野国務大臣の報告

北海道防寒住宅建設等促進法
産業労働者住宅資金融通法

一般会計の歳入の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律
昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律
造船局特別会計法の一部を改正する法律

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律
船舶再保険法

同日内閣総理大臣から、去る八日議長において承認した文化財保護委員会事務局次長岡田孝平君及び去る九日承認した皇室経済主管三井安弥君を第十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一昨十一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを労働委員会に付託した。
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

公認会計士法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十四名提出)

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りをいたします。吉米地英三君から、病氣のため十八日間請願の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 大野国務大臣から、西日本水害状況及び西日本水害対策本部の対策事項について発言を求められております。この際、発言を許します。大野国務大臣。

〔国務大臣大野伴睦君登壇、拍手〕
○国務大臣(大野伴睦君) このたびの西日本水害の被害状況並びに西日本水害対策本部のとつた対策の概要について現地本部長として中間報告をいたします。

去る六月二十五日から四日間、宜り稀に見る大豪雨が降り続き、部分的には九百ミリ以上にも及び、大洪水と共に、土砂の流出、地沈りを起し、人命財産に莫大な被害を生じましたことは、すでに御承知の通りであります。が、今回の水害の特徴を見ますと、第一に、降雨量多きため、従来の例に見るがごとく、一河川に二、三カ所の決壊でなく、筑後川、白川等の流域におきましては、いずれも一河川數十カ

所の決壊を見ていることとあります。第二に、洪水と共に阿蘇火山灰を大量に流出して、熊本市街の二百四十万立方メートルを初め、白川流域の耕地に泥土の夥しき堆積を来しました。第三に、門司市等に見るように、市街地に山津波を起して、街路に巨石が落下し、家屋を倒壊するの惨害を来しました。第四には、大雨のため地盤がゆるみ、稀に見る大規模な地沈りを起して、鉄道路線、道路、耕地の埋没を来したのと等を挙げられると思ひます。

次に、被害概要を申し上げますと、被害の概要は、すでに御承知のことと存じますから、詳細は省略いたします。が、国警本部の調査によりますれば、死者六百八十四名、負傷者二千九十七名、住宅の全壊二千九百三十三戸、流失三千二百五十三戸、床上浸水は十八万七千七百二十七戸であります。耕地の被害としては、水田の流失、埋没二万二千三百二十五町歩、畑の流失、埋没一万五千七百七十六町歩、道路の損壊一万二千八百八十八カ所、橋梁の流失は二千四百八十六カ所、堤防決壊七千七百五十五カ所、山崩れ一万三千六百六十八カ所と相成っております。

更に罹災者の総数は約二百二十五万を数え、このうち災害救助法による救助の対象となつた罹災者は約百万人、二十六万世帯となつております。次に、被害金額について申し上げます。被害金額は完全な調査は未だ困難

な地区もありまして、必ずしも正確ではないのでありますが、現在のところ約二百十三億四千万と見積られるのであります。内訳を申し上げますと、一般被害においては、土木関係三百七十億、農林関係六百六十六億、厚生関係は、一般罹災者の被害五百七十七億、め六百三十四億、商工関係三百五十五億、文教関係三十四億、その他六億であります。なおほかに鉄道関係、電信電話関係、電力、ガス会社関係等計九十一億を加えまして、総計二百十三億と推定いたしております。

次に、地元の災害応急救助活動と現地の対策本部のとつた応急対策とを申し上げます。御承知のように地元罹災各県においては、いち早く災害発生と同時に災害救助法を発動して応急救助を開始し、県市町村当局は勿論、保安隊、警察、消防その他関係各機関が緊密に連繫協力して罹災者の応急救助、災害復旧に従事しておりますが、政府といたしましては、三十日午後、福岡県庁に西日本水害対策本部を設けて活動を開始し、連日連夜全力を尽して、現地における実情調査と応急措置の即決実行に努めて参りました。現地本部としては中央本部と密接な連絡をとり、罹災各県の要望と現地の実情とを併せ考へて、応急対策として各種の手配をいたしました。が、実施した事項のうち主なものは次の通りであります。

第一に、食糧対策を申し上げますと、罹災市町村内の希望者に対して、五日分の繰上配給を断行いたしました。又保有米を流失、毀損した農家に対しては、一般消費者並みの配給を行う等の措置をとりました。なお政府手持食糧の被害は極めて軽微であつて、加配分を見込んで十月まで配給に支障なく、その上罹災地の食生活安定のため、罹災県に精麦合計三万石を緊急補給いたしました。

第二に、防疫対策については、特に重点を置きまして、県、保安隊及び米軍貨手の消毒水を総動員いたして給水の当らしめ、又防疫班による消毒と蠅の駆除等、赤痢の予防に努めた結果、現在のところ赤痢患者約七百名で、集団的な発生はなく、憂慮すべきことではないと思ひます。

第三に、衣料品等の物資給付といたしましては、罹災者に対する衣料品の給付等応急救助に必要な物資として、政府保有物資を充てるほか、罹災各県間の相互融通、米軍よりの放出等によつて万漏漏のないように努めました。

第四に、金融対策といたしましては、罹災地における金融機関の支払準備金不足に備へるため資金の現送を行い、又現地各金融機関間の現金相互融通を講じました。又水害のため決済不能に陥つたと認められる手形について、でき

る限り緩和措置をとるよう指導いたしました。又復旧資金等の円滑を図るため、特に政府指定預金十五億の増加並びに引上げ期限到来の指定預金につき、一カ月延長の手續をとりました。

以上のほか政府関係金融機関に対する別枠資金として、国民金融公庫六億円、住宅金融公庫四億円、農林漁業金融公庫三億円、商工組合中央金庫十億円がそれぞれ実行されました。

第五に、地方団体に対する緊急融資について申し上げます。災害救助法実施に伴う経費、応急復旧の所要経費等、県市町村の支出は莫大に達する見込であり、各県とも緊急融資の要望極めて甚なるものがありました。すでに第一回の緊急融資十億円の決定を見ていました、その金額では到底実際の必要額を満たしたいので、現地本部とい

たしましては、更に二十億円の追加要求を決定し、そのうち取りあえず十億円の追加を行うこととし、現地の実情に即応する配分を決定し、現地各県の要望に応えました。なお政府といたしましては、昨日更に十億円の緊急融資を現地の実情により決定いたしました、総計三十億円の融資額となりましたことは御承知の通りであります。

第六に、河川の応急工事といたしましては、田植時に当り破壊の修理は最も急を要するので、筑後川、遠賀川、その他の河川の破壊箇所箇切工事はいち早く着手させ、遅くとも今月末に

は完了する目当を以て保安隊の協力も求め、工事もおおむね予定通りの進捗を見ております。

第七に、苗代対策としましては、種苗の補給は県内操作を主とし、県外から若干の補給を行い、必要な種苗の確保に努め、すでに遠く東北、北陸より輸送いたしました。

第八に、交通通信施設の復旧といたしましては、関係当局を奮励して復旧の促進をいたしました。特に国鉄については幹線は一応開通し、関門トンネルは七月十五日開通を目標として復旧作業は順調に進捗し、又電信機関については主要線の回復に努め、七月八日現在ほぼ平常状態に復旧しました。郵便物については、交通機関の復旧に際しては、漸次取扱停止を解除いたしております。

第九に、民心安定と治安対策といたしましては、災害発生直後直ちに郵便貯金の非常払出を実施するほか、当本部の決定実施事項は勿論、災害に関する情報は逐一新聞に発表し、特に民心安定と犯罪防止等のため飛行機によるビラ撒布を行いました。現在までのところ民心の動揺もなく治安状態も至つて良好であります。

第十に、木材新炭対策としては、応急木材として国有林材十二万石を供給する方途等を講じました。

第十一に、熊本市並びに附近耕地一帯における火山灰泥土の処理につきましては、人心安定上又は各種救済物資

輸送の必要上、特にこれが取片付けに重点をおき、保安隊の出動、失業対策事業費大量雇用を実施し、米軍から器材の協力も得て、これが処理に全力を挙げていますのであります。

更に以上のほか暴利取締対策、労働関係保険料納期延長、失業対策事業の災害復旧への転換、罹災児童対策、養育金の処理等、現地の実情に応じ考えられる限りの対策を現地本部といたしましては実施いたしたつもりであります。

次に保安隊の活躍であります。が、災害に直面し、福岡、熊本、佐賀、大分の各県当局は保安隊の出動を要請、これに対して保安隊は時を移さず直ちに

に出動、先ず人命の救助、罹災者に対する食糧、飲料水の配給、防疫、鉄道、道路、堤防の防禦等に決死的にして統制ある活動を行いますと共に、引続き

道路、橋梁、堤防の復旧、流木の引揚、泥土の取片付け等困難な災害復旧作業に従事し、応急復旧工事の中心となつて活動しているものであります。七月八日現在の出動員数は総計一万五百八十名で、災害発生以来の延人員は実に六万九千三百三十名に達しているの

であります。今回の災害における保安隊の活躍こそは、まさに特筆大書すべきものと考へております。

次に米軍等の協力についてであります。が、米軍駐留部隊は、六月二十六日

に渾身の努力を傾倒いたす所存であります。

最後に、衆参両院派遣の議員団の対策本部に与えられました貴重な御鞭撻について、この機会に衷心より感謝の意を表する次第でございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 只今の犬野國務大臣の演説に対し、質疑の通告がございますが、これを次会に譲りたいと思

います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第一、国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月九日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

一三三

國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件

國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

〔國際小麦協定を修正更新する協定は都合により附録に掲載〕

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、この協定は、本年四月十三日にワシントンで開かれた會議で作成されたものでありまして、現に我が国が当事国となつてゐる一九四九年三月に取極めた國際小麦協定を修正更新したものであります。政府においては、この協定は、公正且つ安定した價格で輸入国には小麦の供給を、輸出国には小麦の市場を確保することを目的としているものであります。その中で、毎年百五十万トン以上の小麦を輸入しなければならない我が国の現状から見ても、この協定に参加して、今後三年間、毎年百万トンの輸入が保証され、且つ低廉な價格で輸入し得ることにより、毎年数百万ドルの外

貨の節約が期待できることは、我が国に取つて大きな利益であるとの判断の下にこの協定に署名いたしておるのであります。而してこの協定は、本年七月十五日までに一定の署名国により受諾されることによつて効力を生ずることになつておりますので、取急ぎ協定の受諾について国会の承認を求めたいというのが本件の趣旨であります。この協定は、前文、本文二十三カ条及び本文から成るものであります。その詳細はお手許の資料につき御承知願ふことといたしまして、次に現行の協定と新協定との相違点の主要なるものを御報告いたします。

その第一は、一カ年間に輸出国が売渡して輸入国が買入れる保証数量が、現行の千五百八十一万トンから千六百二十万八千トンに増加されました。日本の買入数量も毎年五十万トンであつたものが百万トンに増えております。その二は、現行協定の最高價格が一ブツシエルにつき一ドル八十セントであり、最低價格は、初年度が一ドル五十五セントで、次年度より毎年度十セントずつ減算する仕組であつたものが、新協定では最高二ドル五セント、最低一ドル五十五セントに引上げられております。その三は、協定の有効期間が、現行の協定では四年であるのに対し、この協定では三年に短縮されたこと等諸点であります。つまりこの協定によれば、我が国は、今後三年間に毎年

小麦百万トンだけは協定の定める最高と最低の價格の間で買付けることになつてゐるわけでありまして、

外務委員会は、六月三十日以降六回、更に農林委員会との連合委員会一回、計七回に亘つて委員会を開き、慎重審議を行いました。この協定への加入については、自由市場における小麦價格の下落が予想されること、輸入食糧の国内農産物に与える影響等が考えられましたために、委員会においては中田、佐多、羽生、梶原、高良の各外務委員並びに片柳、河野、戸叶、佐藤、清澤の各農林委員より、外務省関係政府委員及び食糧庁長官等に対し熱心なる質疑が行われました。問題となりました諸点は、第一に、「現行協定の当事国であり、食糧の海外依存度の極めて高い我が国が、今回協定から脱退した理由如何」の質問に對しまして、「英國は、最高價格が高過ぎることを理由にして脱退したが、英國は澳洲、カナダ等の自治領から有利に小麦を買入れ得る実情にあり、この点が他の輸入国に比し強い立場をとり得たものと思われ」との答弁がありました。第二に、「小麦は、世界的に豊作が続き、米国のときは收穫量十一億ブツシエル、南米七億、八億ブツシエルという龐大な手持を抱えておると伝えられ、小麦價格の下落は必至と思われる。従つて自由市場の價格が、協定の最低を下廻ることも予想されるから、協定に加入して

その最低價格に縛られることがあれば不利ではないか、又今後三年内に自由市価が協定の最低を下廻ることはないという見通しが果して立つか」という質問でありました。これに對しては、「米国は小麦の價格支持政策をとつておるし、作付制限の立法計画もあるやうである。その他の小麦生産国にしましても、過剰生産の現象が起れば、價格抑制の措置をとると思われ。」「又、今後三年内に不作や饑饉などで小麦の減産という事態も起らぬとは限らない。従つて過剰生産によつて價格の急激な低下はないと考えること、なお又「自由市場の小麦売渡價格であるポートランド相場は、現在二ドル三十二セントで、協定の最高價格を上廻つておる実情である。要するに現在のところは、最高價格について問題があるもので、最低價格については、英國すらも異議はなかつたのである。従つて自由市価が協定の最低を下廻り、我が国が不利をこうむる事態が起るとは考えられない」との答弁でありました。第三に、「本年度の我が国の小麦輸入予定量は、年間百五十七万トンである」との説明があつたのに対して、「然らば協定外からの輸入としては、政府は如何なる計画を有するか」との質問に對しまして、「善きアルゼンチンから、約三十万トンの輸入計画があること。残余の分は、今後行われる諸国との通商協定に備えてフリー・ハンドの余地を

残しておきたい」旨の答弁がありました。

第四に、片柳委員より、「英國が協定から脱退したことにより生ずる余裕分から、日本に對し更に二十万トンの追加割当をしてもよいという情報を聞くが、若し協定に加わることが有利とするならば、国内生産の不振が見込まれる今日、でき得るだけ多量に買付することが當然の筋合いではないか、協定加入が有利ならば、よろしく多量の追加買付をするよう希望をする」との発言がございました。その他種々の角度より熱心なる質疑が行われたのであります。詳細は議事録に譲ることといたしたいと存じます。

外務委員会は、七月十日質疑を終了し、引續き討論に入りましたところ、羽生委員は、「安価で良質の食糧を輸入することは当然であるが、食糧輸入に要する外貨は、我が国の支払外貨のうち多額を占めてゐる実情であるから、国内食糧の増産に努め、食糧供給上萬全の対策を講ずべきこと」、「ソ連産小麦の價格は不明であるが、協定外諸国の市場にも関心を払うべきこと、例えば英國の對ソ取引態度等は、我が国に示唆を与えるものと考えること」、「国内農産物の増産を図るに當つては、増産と並行して合理的なコストの引下げに努め、國際價格に耐え得るやう配慮する必要があること」、「これらの希望を附して原案に賛成され、次に加

農シツエ委員は、「国内生産者の生産意欲を減退せしめないこと」、「国内農産物の価格を不当に低下させないこと」、「このためには農産物価格安定法を制定すること」、「小麦を米国の過剰生産解決の目的にのみ使用しないこと」、「これらの希望を附して原案に賛成されました。

以上を以て討論を終え、採決を行いましたところ、全会一致を以て、本件は承認を与へべきものと決定いたしました次第であります。

なお、七月十日の委員会の席上、農林委員会より外務委員長の申入書が送付されました。これは小麦協定加入に關しての農林委員会の要望三箇条を記載したもので、内容は、外務委員会の討論において羽生委員が述べられた希望事項とはほぼ同趣旨のものであります。が、農林委員会の三箇条といふのは次の通りであります。

一、長期に亘る食糧需給計画を策定し、力を先ず以て国内食糧の増産に尽し、必要な外国食糧の輸入の確保に努め、国民食糧の需給に遺憾なからしめること。特に本年度米麦の国内生産が確保されている際、これが対策について万全を期すること。

二、世界における食糧の需給並びにこれが価格の推移を詳細に検討し、あまねく世界の各地に食糧の給源を求め、極力廉価にして良質なる食糧の輸入を図ること。

三、食糧の国際価格が漸落しつつある現状に鑑み、差当つては我が国農業の防衛に最善を尽し、延いては速かに我が国農業の国際農業に対する競争力を培養するため、適切な方策を確立すること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件全部を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、道路整備費の財源等に関する臨時措置法案、(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。建設委員長石川清一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年六月二十五日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)に規定する道路のほ、装束その他の改築及び修繕を促進して道路の整備を図り、もつて自動車交通の安全の保持とその能率の増進とに寄与することを目的とする。

(道路整備五箇年計画)

第二条 建設大臣は、昭和二十九年以降五箇年間に於ける一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路のほ、装束その他の改築及び修繕(北海道にあつては維持を含む)に關する計画(以下「道路整備五箇年計画」という。)の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を關係都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、道路整備五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(道路整備費の財源)

第三条 政府は、昭和二十九年以降五箇年間は、毎年度揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)による当該年度の税収入額に相当する金額を、道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に關する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)に基く国の負担金又は補助金の財源に充てなければならない。

第四条 地方公共団体に対する道路のほ、装束その他の改築又は修繕に關する国の負担金の割合又は補助金の率については、昭和二十九年以降五箇年間は、道路法(第八十八号を除く)及び道路の修繕に關する法律の施行に關する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定をする事ができる。

(負担金等の特例)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔石川清一君登壇、拍手〕

○石川清一君 只今議題となりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法案について、建設委員会の審議の結果、過並びに結果について御報告いたします。

本法案は、道路の現状と道路輸送近來の激増に鑑み、道路の舗装その他の改築及び修繕を急速に促進して、道路の整備を図ることを目的とするものであります。

法案の主なる内容の一は、建設大臣は昭和二十九年以降五箇年における国道及び政令で定める都道府県道その他の道路の舗装、その他改築及び修繕に關する計画を作成して閣議決定を求めることであり、二は、道路整備費の財源として、政府は昭和二十九年以降五箇年間は、毎年度揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)による当該年度の税収入額に相当する金額を充たなければならないことであり、三は、道路整備に關する国の負担金の割合又は補助金の率については、昭和二十九年以降五箇年間は、道路法(第八十八号を除く)及び道路の修繕に關する法律の施行に關する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定をする事ができることである。

本法案は、前国会に提案されたものと同様のものであり、前国会においては、大蔵委員会と数回の委員会を開き、又関係業者代表の意見を徴する等、慎重な審議を重ねられたのであります。が、当委員会は、本法案につき大蔵委員会との連合審議を行う等、審議に慎重を期した次第であります。詳細は会議録によつて御承知を願いますが、質疑応答の主なるものは、一、本法案は揮発油税を目的税とするものでないか、又揮発油税今後の税率改正を事実上拘束することとならぬか、二、財源の一部を特定の用途に限定することは、予算の編成を拘束し、財政全般の均衡を困難ならしめるものでないか、財政融資の余裕が著しく減少する二十九年以降においては特に然りでないか、三、道路整備の

官 報 (号 外)

必要は十分認めるところであるが、それは予算計上の問題でないか、特に本案を必要とする理由は何か。四、道路整備のために財源を確保することは適当であるが、それがために他に緊要な、例えば治水事業等が圧縮せられる結果を来たさぬか。五、道路整備五カ年計画案において揮発油税収入の増額を見込んでおるのは税率の引上げを含んでおらぬか。等でありました。

これらの諸点に関する提案者、大蔵大臣及び大蔵、建設両省当局の答弁の要旨は、一、本案は、揮発油税を目的税とするものでない。将来税率の改正はもつぱら税制上の見地から行われるもので、本案のために拘束されるものではない。二、本案は予算の編成を拘束する虞れがあるので、その拘束の限度を最小限にとどめるよう協力を要望する、例えば道路の新設、直轄工事の地方負担分その他も本案で賄えるようにしたい。三、道路整備の重要性は十分に認めておるので、将来も今年度程度財政が許せば、それ以上の予算を計上したい。四、治水事業が緊要であることは勿論であるので、今度も十分努力する。五、五カ年計画案には揮発油税率の引上げを見込んでおらぬ。現行税率は全体的に重いので各税間の均衡を見て今後軽減を図りたい等でありました。

又大蔵大臣からは、「総括的に本案は止むを得ぬ、余り好ましいとは思わなうが、止むを得ぬと考える」旨の答弁があり、提案者は、ガソリン税が目的税として設定されておる諸外国の実例、我が国現行税の重課も道路整備に充当することによつて関係業者も納得すること、従来の道路費計上が不当に小額に止まるの實際に徴して、本案は誠に止むを得ぬものであること、道路整備五カ年計画の意義を強調された次第であります。

以上のほか、委員会においては、整備五カ年計画で閣議決定をする内容、本案により道路整備を図ること、二十八年度において砂利道の補助を廃止し、舗装補助率を引下げた道路行政の顛覆、いわゆる防衛道路等についても、質疑応答がありました。また、整備五カ年計画案において、揮発油税収入のほか、一般財源を充当して総額千七百億円を確保する点について、建設大臣は、「でき得る限り実現に努力する」旨の発言がありました。

なお本案については大蔵委員長から「特定の税収入を特定の歳出目的に充当する目的税的な考え方は、予算の編成、税制の改正等に関し、その弾力性を失わせるのみならず、将来他の事項についても、同様な問題を引き起す虞れがある。よつて右の趣旨を十分御考慮の上、善処方を希望する」旨の申入れがありました。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、木村委員から「本案に反対する。その理由の第一は、本案は予算審議権を拘束するものである。道路整備のために財政措置をする必要は十分に認めるが、その財源措置は、財政全体から考えねばならぬ。二十九年からは財政投資は非常に困難となる状況に對して、財源の拘束は慎重な考慮を要する。建設公債のごときも、必ずしも反対するものではないが、本案のような目的税的な措置は反対である。第二に、現行ガソリン税は非常に重税である。戦時的な課税であり、大衆に転嫁する。然るにこれを道路財源に充当するときは、税の引下げを困難ならしめる。第三は、整備五カ年計画の内容は、甚だ杜撰である。これを免利政略的に利用される余地が多分にあるにかかわらず、計画遂行を確保する途は何ら法律上讀み取られておらぬ。これらの理由によつて本案に反対する」旨の発言があり、次いで石川第一委員からは賛成意見として、「道路の甚だしい破損悪化状態を見るときは、その整備のためガソリン税収入を目的税的に、これに充当することは適切な方策であり、この程度の予算計上は予算審議権の問題を離れて絶対必要である。年間予算にかかわれる弊は各所に現われており、すでにダム建設のためには継続費も設定されておる、従来とも治山治水、道路、住宅等に對する施策が不十分であることは明らかであるの

で、本法案に賛成する」旨の発言がありました。

討論を終結、採決の結果は、多数を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本案に對し、討論の通告がございます。発言を許します。発言時間は五分に制限いたします。木村彌八郎君。

「木村彌八郎君登壇、拍手」

○木村彌八郎君 この法案は、只今委員長から報告がありましたように、道路五カ年計画の財源千七百億円を五カ年間に一千二百八十億、これだけをガソリン税によつて確保しようという目的税的な法案であります。で、私は道路計画を促進しなければならぬということについては、決して反対ではございませんが、この財源措置については重大な疑義がございます。これは議員立法でございしますが、私は議員立法であるだけに、もつと完全なものにしなければならぬ。そういう意味で私はあえて反対討論に立つたわけであります。

反対の理由は、只今委員長から報告がございましたから、私は簡単に申し上げます。その第一は、やはりこの予算の編成を不当に拘束するということ、税制の弾力性を失わしめるということ、すでに去る二月二十日、参議院の予算委員会におきまして、「本法案は、第三条において今後五カ年に亘り特定税収を道路整備費に充当するよう義務づけているが、右は予算編成を不当に拘束する虞れがあると認められること、本法案第二条にいうところの道路整備五カ年計画については、十分なる具体性を欠き、その費目別年次予算の提示がなければ、右を實質的に審議することができないこと、以上諸点につき本法案は重大な不備があるものと認め、本案の審議に当り貴委員会の特段の御配慮を希望いたします。右予算委員長として申入れます。こういう申し入れがございます。又、今、委員長から報告がありましたように、大蔵委員会におきましても、この法案については、「貴委員会の連合審査における当委員会委員の質疑によつて明らかなること、これは要するに目的税的であつて、税制改正等に対して弾力性を失わしめる。こういう申し入れがある。この申し入れによつて、私は初めて今度建設委員になりましたが、建設委員会として、殆んど考慮されておらないのです。この本案の目的は、実はこの目的税を設定することにあるのですが、提案者は、最初その説明しながら、あとになつて、これは第三条にある、即ち整備五カ年計画というものが大切なんだ。こういう説明になつて来た。それでは五カ年計画についてだん／＼御

次別の具体的な提案はないのです。それでは審議することが困難なんです。こういう具体性のないものを、若し我が国が認めるとしたら、これは政府の道路計画通りになるのであつて、各党とも道路政策としては政策を持つてゐるはずで、ところがこれを通すと、政府の道路政策に、これは一任、白紙委任であります。(拍手)こんな私は不見識なことではない。緑風会は、この提案者ではございませんでしたが、緑風会にも、道路政策には御意見がありましよう。社会党にも道路政策には御意見がありましよう。各党とも、道路政策について具体的な意見がなければならぬはずであります。或いは、舗装に重点を置くか、装飾に重点を置くか、或いは自動車道路についても、各党それ〴〵具体的な政策がなければならぬ。又どの〴〵道路を具体的に各年度からどういふふうに手を着けて行くかということについては、何らここに示されておられない。ただ千七百億を確保する。そのうち千二百八十億をガソリン税で賄おうというのでは、余りに杜撰極まるものである。これが私は反対の第一の理由であります。

に、これはガソリン税を確保するために禁止的な税金をかけた。それがそのまま残つております。前に大蔵委員会においては全国石油協会会長森平氏、トラック協会常任理事真保氏、全国乗合自動車協会会長伊能氏、日本自動車会連合会調査部長大沢氏等々を呼んで、このガソリン税を道路整備費に充てる問題について意見を聴取しました。ところが伊能氏を除いては、全部反対でありました。ガソリン税をもつと下げるべきである。これは大衆課税である。こんな高いガソリン税は世界にありません。大蔵当局は、今後だん〴〵ガソリン税を下げるに言つていますが、この五箇年計画には、昭和二十九年二百二十億、三十年二百四十億、三十二年二百五十億、三十二年二百七十五億、三十三年二百八十五億のガソリン税の増収を見込んでおるのであります。どうしてこれでガソリン税を今後下げて行くかということが言えるのでありましようか。

○議長(河井彌八君) 木村君、時間が来ました。

○木村八郎君(続) これが第二の反対の理由であります。

第三の反対理由は、五箇年計画が杜撰であるということ。最後に、第四の理由は、地方財政の負担がこれによつて非常に増えるのですが、これに対する何らの措置が考えられておりません。このような杜撰な法案を、私は議員立法として出されたことに對して非常に遺憾の意を表しまして、反対討論とする次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第三、開拓融資保証法案、(内閣提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事宮本邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

開拓融資保証法案
右
国会に提出する。
昭和二十八年六月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

開拓融資保証法案
開拓融資保証法案
目次
第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 保証協会の業務(第十条―第十七条)

第三章 保証協会の会員(第十八条―第二十八条)
第四章 保証協会の設立(第二十九条―第三十四条)
第五章 保証協会の管理(第三十五条―第五十三条)
第六章 保証協会の解散及び清算(第五十四条―第五十九条)
第七章 保証協会の監督(第六十条―第六十五条)
第八章 罰則(第六十六条―第六十八条)
附則 第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、開拓者の農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、開拓者の団体と政府又は都道府県との共同の出資によつて設立される開拓融資保証協会が会員の金融機関に対する債務を保証する制度を確立し、もつて開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立を促進することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「開拓農業協同組合」とは、開拓者を主たる構成員とする農業協同組合(北海道にあつては、開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合)であつて政令で定めるところにより、都道府県知事が指定したものをいい、「都道府県開拓農業協同組合連

合会」とは、都道府県の区域をこえない区域を地区とする農業協同組合連合会であつて開拓農業協同組合を主たる構成員とするものをいい、「全国開拓農業協同組合連合会」とは、全国を地区とする農業協同組合連合会であつて都道府県開拓農業協同組合連合会を主たる構成員とするものをいう。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定した農業協同組合が政令で定める事由に該当するに至つたときは、政令で定めるところによりその指定を取り消すことができる。

3 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫及び資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。

(法人格)
第三条 開拓融資保証協会(以下「保証協会」という)は、法人とする。

(種類)
第四条 保証協会は、都道府県開拓融資保証協会(以下「地方保証協会」という)及び中央開拓融資保証協会(以下「中央保証協会」という)とする。

(国及び都道府県の出資)
第五条 都道府県は、地方保証協会に対し、出資をすることができ、

2 政府は、中央保証協会に対し、一億円を出資する。

(区域)

第六条 地方保証協会の区域は、都道府県の区域により、中央保証協会の区域は、全国とする。

(住所)

第七条 保証協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第八条 保証協会は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字を用いなければならない。

2 保証協会でない者は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 保証協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 保証協会の業務

(地方保証協会の業務)

第十条 地方保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一 左に掲げる資金の借入により、会員が金融機関に対して負担する債務の保証

イ 会員である開拓農業協同組合がその組合員である開拓者に対しその農業経営に必要な資金を貸し付けるために必要

な資金

ロ 会員である開拓農業協同組合がその組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金

ハ 会員である都道府県開拓農業協同組合連合会がその会員である開拓農業協同組合に対しイ及びロに掲げる資金を貸し付けるために必要な資金

ニ 会員である都道府県開拓農業協同組合連合会がその連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金

金

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(中央保証協会の業務)

第十一条 中央保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一 前条第一号に掲げる業務により地方保証協会が負担する保証債務の保証

二 会員である全国開拓農業協同組合連合会が、その連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金の借入により、金融機関に対して負担する債務の保証

三 地方保証協会に対する業務の指導

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 地方保証協会がその定款及び業務方法書の定めるところに従つて前条第一号の保証をしたときは、その時に、その保証により地方保証協会が負担した債務について、中央保証協会が、その定款及び業務方法書の定めるところに従つて前項第一号の保証をしたものとみなす。但し、中央保証協会がその保証をすれば、これによつて、当該地方保証協会に対する保証の金額が、中央保証協会がその業務方法書の定めるところに従つてあらかじめ地方保証協会に通知した当該地方保証協会に対する保証の金額の最高限度をこえることとなるときは、この限りでない。

(中央保証協会への通知)

第十二条 地方保証協会は、第十条第一号の保証をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を中央保証協会に通知しなければならない。

(地方保証協会への交付金)

第十三条 中央保証協会は、地方保証協会の行う業務の円滑化を図るため必要があると認めるときは、第六十条の規定により主務大臣の承認を受けた取予算に基き、地方保証協会に対し、その業務を行うのに必要な経費の一部に充てるための資金を交付することができる。

(基金)

第十四条 保証協会は、第五條、第十九条又は附則第五項の規定による出資金、次条第二項の規定による繰入金及び保証協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金額を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、左の方法によつて管理しなければならない。保証協会が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金額(その保証債務の弁済のため支払つた金額をこえる部分を除く)についても、また同様とする。

一 業務方法書で定める金融機関への預金

二 国債証券、地方債証券又は業務方法書で定める金融機関の発行する債券の保有

(剰余金の処分)

第十五条 保証協会は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、欠損のてん補に充て、又は前条の基金に繰り入れられる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(事業年度)

第十六条 保証協会の事業年度は、七月一日から翌年六月三十日までとする。但し、設立当初の事業年度は、保証協会の成立の日から翌年六月三十日までとする。

(業務の委託)

第十七条 保証協会は、業務方法書で定めるところにより、その業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を、地方保証協会にあつては都道府県開拓農業協同組合連合会に、中央保証協会にあつては全国開拓農業協同組合連合会に委託することができる。

2 都道府県開拓農業協同組合連合会又は全国開拓農業協同組合連合会は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

第三章 保証協会の会員

(会員の資格)

第十八条 地方保証協会の会員たる資格を有する者は、地方保証協会の区域内に住所を有する左に掲げる者とする。

一 開拓農業協同組合

二 都道府県開拓農業協同組合連合会

2 中央保証協会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 地方保証協会

二 全国開拓農業協同組合連合会

(会員の出資)

第十九条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

- 2 出資一口の金額は、地方保証協会にあつては千円とし、中央保証協会にあつては一万円とする。
 - 3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその金額を払い込むものとする。
 - 4 会員は、出資の払込について、相殺をもつて保証協会に対抗することができない。
 - 5 会員の責任は、その出資額を限度とする。
- (持分の譲渡)
- 第二十条 会員は、保証協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
- 2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。
 - 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
 - 4 会員は、持分を共有することができない。
- (議決権)
- 第二十一条 保証協会の会員は、各一個の議決権を有する。
- 2 会員は、定款で定めるところにより、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。
 - 3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
 - 4 代理人は、代理権を証する書面を保証協会に提出しなければならぬ。

- (加入)
- 第二十二条 会員たる資格を有する者が地方保証協会に加入しようとするときは、地方保証協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。
- 2 地方保証協会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき地方保証協会の承認を得て、引受出資口数に應ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。
 - 2 第三十三条 中央保証協会が成立したときは、地方保証協会は、すべて中央保証協会の会員となる。中央保証協会の成立後に地方保証協会が成立したときも、また同様とする。
 - 2 全国開拓農業協同組合連合会の中央保証協会への加入については、前条の規定を準用する。
- (脱退)
- 第二十四条 地方保証協会の会員は、左の事由によつて脱退する。
- 一 会員たる資格の喪失
 - 二 解散
 - 三 除名
 - 2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、保証協会は、その總會の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、且つ、總會

- で弁明する機会を与えなければならない。
- 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。
 - 2 第五十五条 地方保証協会の会員は、事業年度の終において脱退することができる。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
 - 一 地方保証協会が当該会員の債務を保証している場合
 - 二 地方保証協会が当該会員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合
 - 三 地方保証協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知した場合
 - 四 地方保証協会と保証契約を結んでいる金融機関が地方保証協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合
 - 五 中央保証協会が地方保証協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出した場合
- 2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六箇月前までに地方保証協会に予告しなければならない。
 - 3 地方保証協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の金融機関及び中央保証協会に対し、当該会員の脱退について異議があれば地方保証協会の当

- 該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく(前項の規定による予告があつた後に地方保証協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく)催告しなければならない。但し、第一項第三号の通知をするときは、この限りでない。
- 4 地方保証協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。
 - 5 金融機関は、当該会員の脱退により地方保証協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基く債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。
 - 6 中央保証協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第五号の異議の申出をしてはならない。
 - 2 第二十六条 地方保証協会は、その解散により中央保証協会から脱退する。
 - 2 全国開拓農業協同組合連合会の中央保証協会からの脱退については、前条第一項第五号及び第六項の規定を除き、前二条の規定を準用する。

- (脱退者に対する払い戻し)
- 第二十七条 会員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。
- 2 会員が脱退した場合において、保証協会が当該会員の債務を保証しているときはその債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らかになるまで、保証協会が当該会員に代つて債務を弁済したことにによりその者に対して求償権を有しているときは当該求償権に係る債務が完済されるまでは、保証協会は、その者に対し前項の払い戻しを停止することができる。
 - 3 第一項の規定による請求権は、脱退の時(前項の規定により払い戻しを停止されたときは、払い戻しを請求することができようになつた時)から二年間行われないときは、時効によつて消滅する。
- (出資口数の減少)
- 第二十八条 会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。
- 2 前項の場合には、第二十五条(中央保証協会の会員の出資口数の減少については、同条第一項第五号及び第六項を除く)及び前条の規定を準用する。
- 第四章 保証協会の設立
- (発起人)
- 第二十九条 保証協会を設立するに

は、第十八条に掲げる者で保証協会の会員にならうとするもの七人以上が発起人とならなければならない。

2 発起人は、定款及び業務方法書を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

(創立總會)

第三十条 発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 発起人及び保証協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立總會の開会までに、書面によつて出資の引受をしなければならない。

3 定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會では、定款及び業務方法書を修正することができる。

5 創立總會の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出席したものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立總會については、第二十一条及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。

(設立の認可の申請)
第三十一条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)
第三十二条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が法令又はこれに基く行政庁の処分と違反するとき。
二 定款、業務方法書又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。
三 区域を同じくする他の保証協会が既に成立しているとき。

2 中央保証協会にあつては、これに対する出資の額が政令で定める額に達しないときは、前項の規定にかかわらず、設立の認可をしないことができる。

(理事への事務の引渡)

第三十三条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による事務の引渡を受けたときは、遅滞なく、第三十条第二項の規定による

出資の引受をした者に対し、その出資の払込をさせなければならない。

(成立の時期)

第三十四条 保証協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五章 保証協会の管理

(定款に記載すべき事項)

第三十五条 保証協会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 事務所の所在地
 - 五 業務
 - 六 事業年度
 - 七 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
 - 八 会員の出資の払込の方法
 - 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 - 十 準備金に関する規定
 - 十一 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定
 - 十二 公告の方法
 - 十三 剰余財産の処分
- (業務方法書に記載すべき事項)
第三十六条 保証協会の業務方法書には、左の事項を記載しなければならない。
- 一 基金の管理方法
 - 二 保証の金額の合計額の最高限度

三 一被保証人についての保証の金額の最高限度

四 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度

五 保証契約の締結及び変更に関する事項

六 被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証債務の弁済に関する事項

八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

2 中央保証協会にあつては、前項に掲げる事項の外、第十一条第二項第一号の規定による地方保証協会への通知に関する事項を記載しなければならない。

(規約)

第三十七条 左の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 總會に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 その他必要な事項

(役員の数)
第三十八条 保証協会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

(役員を選任)

第三十九条 保証協会の役員は、定款で定めるところにより、左に掲げる者のうちから總會において選

任する。但し、第二号の規定による役員の数、理事及び監事につき、それぞれその定数の二分の一をこえることができない。

一 会員の役員

二 開拓又は金融に関する半職経験を有する者であつて、地方保証協会にあつては都道府県知事が、中央保証協会にあつては主務大臣が推薦したもの

2 設立当初の役員は、前項の規定に準じ、創立總會において選任する。

(役員任期)

第四十条 役員任期は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当初の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會で定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員兼職禁止)

第四十一条 何人も、理事、監事及び保証協会の使用人のうち二以上を兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第四十二条 保証協会が理事と契約するときは、監事が保証協会を代表する。保証協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

(總會の招集)

第四十三条 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

第四十四条 会員が、総会員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に總會を招集しなければならない。

第四十五条 理事の職務を行う者がなく、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに總會の招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

(会員に対する通知又は催告)

第四十六条 保証協會が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が通知又は催告を受ける別の場所を保証協會に通知したときは、その場所)にあてれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 總會招集の通知は、その会日の十日前までに、その會議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第四十七条 理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿、基金明細

書及び總會の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各日の取得の年月日

3 基金明細書には、第十四条の基金について、その金額及び取得又は繰入の年月日を記載しなければならない。

4 会員、出資者及び保証協會の債権者(保証協會が保証契約を結んでいる金融機関を含む。次条において同じ)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第四十八条 理事は、通常總會の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらをその会日まで主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員、出資者及び保証協會の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員に関する民法の準用)

第四十九条 役員については、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

(總會の決議事項)

第五十条 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 規約の設定、変更及び廃止

四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 業務方法書の記載事項のうち第三十六條第四号及び第五号に掲げる事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、理事全員の同意をもつてこれを変更することができる旨を定めることができる。

3 定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可の申請があつた場合には、第三十二条の規定を準用する。

(總會の議事)

第五十一条 總會の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定がある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、總會で選任する。

3 議長は、会員として總會の議決に加わることができる。

(特別決議事項)

第五十二条 左の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 会員の除名

(總會に関する民法の準用)

第五十三条 總會については、民法第六十四条(總會の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「開張融資保証法第四十六条第三項」と読み替へるものとする。

第六章 保証協會の解散及び清算

(解散事由)

第五十四条 保証協會は、左の事由によつて解散する。

一 總會の決議

二 破産

三 第六十三条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、解散の決議の手続が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

(清算人)

第五十五条 保証協會が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。但し、總會で他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十六条 清算人は、就職の後選滞なく、保証協會の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十七条 清算人は、保証協會の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを出資者に対し定款で定めるところにより分配しなければならない。

2 前項の規定により出資者に分配することが出来る額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第五十八条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の適用)
第五十九条 保証協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人等の報酬)、第三十五条ノ二、第五十二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八條(清算人不適格者の規定)を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「開拓融資保証法第五十五条」と読み替へるものとする。

第七章 保証協会の監督
(事業計画及び収支予算の承認)
第六十条 中央保証協会は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。こ

れに変更を加えようとするときも、また同様とする。

(業務又は財産状況の報告の徴収)
第六十一条 主務大臣は、保証協会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、保証協会又は保証協会から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができ。但し、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

(業務又は会計状況の検査)
第六十二条 会員が、總會員の十分の一以上の同意を得て、保証協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その保証協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 主務大臣は、保証協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その保証協会又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。この場合には、前条但書の規定を準用する。

3 主務大臣は、保証協会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を

常例として検査をしなければならない。

(法令等の違反に対する措置)
第六十三条 主務大臣は、第六十一条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行った場合において、保証協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その保証協会に対し、役員解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 保証協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその保証協会の解散を命ずることができる。

(議決の取消)

第六十四条 会員が、總會員の十分の一以上つ同意を得て、總會(創立總會を含む。)の招集手続又は議決の方法が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その議決の取消を請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決を取り消すことができる。

(主務大臣)

第六十五条 この法律で「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。但し、第六十一条及び第六十二条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣が各々単独に行使用することを妨げない。

2 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第八章 罰則
第六十六条 第六十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十二条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 保証協会の役員若しくは受託者の代表者又は保証協会若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその保証協会の業務又は受託者の受託した業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その保証協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。
第六十七条 左の場合には、保証協会の役員又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第九条第一項の規定に基く政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基き保証協会が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

四 第十四条又は第十五条の規定に違反したとき。

五 第四十一条の規定に違反したとき。

六 第四十三条第一項、第四十四条又は第四十五条の規定に違反したとき。

七 第四十七条又は第四十八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第五十六条又は第五十八条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

九 第五十七条の規定に違反したとき。

十 第五十九条で準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十一 第五十九条で準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第五十九条で準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十八條 第八條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中央保証協会が成立したときは、財団法人中央開拓信用基金協会は、農林中央金庫への預入又は農林中央金庫の発行する農林債券の取得に充ててを条件とする政府からの貸付金の借入によつて政府に対し負担している一億円の債務及び財団法人中央開拓信用基金協会が、その貸付の条件に従い当該貸付金をもつて取得した農林債券に基き農林中央金庫に対して有する権利は、中央保証協会が、その成立の時に承継する。

3 前項の規定により中央保証協会が承継した政府からの貸付金一億円は、その承継の時に、第五條第二項の規定により政府から出資されたものとみなす。

4 財団法人中央開拓信用基金協会に対し政府が貸し付けた貸付金一億円について中央保証協会がこれを承継する時までに生じた利息は、免除する。

5 財団法人中央開拓信用基金協会は、中央保証協会の設立の際において、政令で定める金額を、預金又は証券をもつて中央保証協会に出資することができる。

6 地方保証協会が成立したときは、その成立の時に、当該地方保証協会は、その区域内に住所を有する財団法人都道府県開拓信用基金協会の有する一切の権利義務を承継し、当該財団法人都道府県開拓信用基金協会は、解散する。

7 中央保証協会の成立の時に、当該地方保証協会がその定款及び業務方法書の定めるところに従つて現に負担している保証債務は、その時に、すべて中央保証協会によつてその定款及び業務方法書の定めるところに従つて保証されたものとみなす。

8 地方保証協会の成立の時に、当該地方保証協会の区域を地区とする都道府県開拓農業協同組合連合会が金融機関に対し現に負担している債務のうち地方保証協会がその業務として保証することができるとするものについて、当該地方保証協会の成立後三箇月以内に、当該都道府県開拓農業協同組合連合会及び当該金融機関からその保証を求められたときは、地方保証協会は、これを拒んではならない。

9 地方保証協会が前項の規定による保証をした場合において、当該都道府県開拓農業協同組合連合会が、当該保証に係る債務の弁済の担保に充ててを条件として都道府県から補助金の交付又は貸付金の貸付を受け、その条件に従つてこれらを金融機関に預け入れておるときは、当該交付、貸付又は預入につき当該都道府県開拓農業協同組合連合会の有する債権債務は、その保証の時に、地方保証協会が承継する。

10 地方保証協会が成立していない都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会が開拓者の農業経営に必要な資金を貸し付けるために金融機関に対して中央保証協会の成立の時に、現に負担している債務のうち中央保証協会が保証することが相当であると認められるものについて、中央保証協会の成立後三箇月以内に、当該農業協同組合連合会及び当該金融機関からその保証を求められたときは、中央保証協会は、第十一條第一項の規定にかかわらず、その保証をすることができ。

11 前項の規定により中央保証協会が農業協同組合連合会の債務を保証している場合において、当該農業協同組合連合会の地区を区域とする地方保証協会が成立し、当該債務を保証したときは、その保証の時に、当該債務に係る中央保証協会の保証債務は、消滅する。

12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第九号中「漁業信用基金協会」を「開拓融資保証協会、漁業信用基金協会」に改め

会、漁業信用基金協会」に改める。

13 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第九條第一項中第八号を第九号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 開拓融資保証協会の指導監督及び助成を行うこと。

14 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項第二号中「中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三十四号）」を「中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三十四号）」とす

15 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「漁船保険組合、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

16 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を、「農業共済基金法、」の下に「開拓融資保証法、」を加える。

17 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第九号ノ七の次に次の一号を加える。
九ノ八 開拓融資保証協会ノ発スル証書、帳簿

18 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三條第十二号中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

19 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

20 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二百九十六條中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

第七百四十三條第二号中「及び私立学校法第六十四條第四項の法人」を、「私立学校法第六十四條第四項の法人及び開拓融資保証協会」に改める。

〔宮本邦彦君登壇、拍手〕
○宮本邦彦君 只今議題となりました開拓融資保証法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

開拓者の肥料資金、その他の短期資金の融通を図るために、昭和二十五年から中央及び都道府県に財団法人開拓信用基金協会が設立せられ、開拓者、都道府県及び国から約三億七千万円を繰出して、開拓者の相互連帯觀念を基調とする開拓信用基金制度が実施せられて来ているのでありますが、これは行政措置によるものでありまして、本法は行政措置による信用基金制度を法制的に整備せんとするもので、その主要内容は、大要次のようなものであります。即ち第一は、開拓融資保証協会の設立でありまして、各都道府県を区域として、開拓農業協同組合及び都道府県開拓農業協同組合連合会を会員といたしまして、都道府県開拓融資保証協会を設立し、加入は自由であるが、協会の安定を期するため、脱退には一定の制限を附し、又全国を区域として地方保証協会及び全国開拓農業協同組合連合会を会員として中央開拓融資保証協会を設立し、地方保証協会は当然加入とし、共に公益性の強い法人格を与え、税法上の特典を付与することとし、第二は、保証協会の業務についてでありまして、地方保証協会には、会員が開拓地における農業経営上必要な農業資金を農林中央金庫或いは都道府県信用農業協同組合連合会等の金融機関から借入れるについてその債務を保証することをその業務とし、又中央保証協会は、地方保証協会の保	証債務及び全国開拓農業協同組合連合会が同じく金融機関に対して負担する債務を保証するものとし、これらの業務は、業務方法書の定めるところによつて行われ、業務方法書は、主務大臣の認可を要することとし、第三は、保証協会に対する出資でありまして、地方協会に対して、その会員は一口千円を以て一口以上の出資をなし、又都道府県は必要な出資をすることができるとなし、中央保証協会に対しては、政府は一億円を出資し、会員は一口一万円を以て一口以上出資しなればならないこととし、これらの出資金等は、会員の債務保証の財源として一定の方法によつて管理することとし、第四は、保証協会の役員は理事と監事でありまして、理事の定数五人以上、監事の定数二人以上とし、会員の役員及び都道府県知事又は主務大臣が推薦した者の中から総会において選任することとし、併し推薦による役員は、理事、監事それぞれについて定数の二分の一以内にとどめ、なお本法の主務大臣は農林大臣及び大蔵大臣とされております。而して経過措置として、従来の財団法人中央開拓信用基金協会に対する政府の貸付金一億円は、中央保証協会に対する政府の出資に振替へ、その一億円に対する経過利息はこれを免除し、地方保証協会は従来の財団法人都道府県開拓信用基金協会の権利義務を承継し、都道府県開拓	信用基金協会は解散するものとし、中央保証協会が成立したときに、地方保証協会が負担している保証債務は、中央保証協会がこれを保証する等が規定されております。 委員会におきましては政府当局との間に、従来の財団法人開拓信用基金協会の事業の運営状況及びその成績、開拓短期資金の性格及びその供給並びにこれが供給方法、農業資金、特に開拓農業資金の利率及びこれに関連して農林中央金庫のあり方等、諸般の問題について質疑が行われたのでありまして、これが詳細については會議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。 併しここに、これら質疑中の主なものについて大要を御紹介いたします。ならば、本法は案において期待する開拓農業短期資金は、主として肥料資金であつて、本制度の対象となる開拓農家は約十二、三万戸と推定せられ、これが資金の需要総額約三十億円と見込まれ、その二分の一を金融機関からの融資に待つものとして、融資必要額は約十五億円となり、本制度が確立すれば、これと見合ひにこれらの資金は農林中央金庫等から融通が受けられるものと思はれる。併し現在のやり方では、これが金利は農林中央金庫の普通の利率によることになる旨農林当局から説明があり、これに対して資金の需要はもつと多いものと思はれ、又開拓	農業の特殊性に鑑み、特別に低利な資金を確保する必要があると、でき得ればむしろ政府融資とすべきである旨の主張もありました。更に参考人として出席しました農林中央金庫当局から、本法案による保証制度の確立に即応いたしまして、金利の引下げについて検討を加えたい旨の陳述がありました。 ここにおいて一般農家はともかく、農業手形の制度によつて日歩二銭五厘の開拓農業資金の融通が受けられる。然るに開拓農業は、その特殊性からして、特別に低利な資金を必要とするにもかかわらず、その必要な短期資金を農林中央金庫からの供給により日歩二銭六厘支払なければならないことは失当であつて、金利の引下げについて考慮が払われていない本制度は、開拓者のためというよりは、むしろ金融機関擁護の制度と言ふべきであるから、開拓農業の引合う程度まで金利を引下ぐべきものであるとして、金利引下げに対する追及が鋭く行われました。これに対し保利農林大臣から、開拓者が困難な条件下で入植農業し、その需要する短期資金の金利が、一般農家の農業手形の金利以上であることは適當を欠き、農業手形以下にする必要があつて農林中央金庫の協力を受け、責任を以て具体的な実現に努力したい旨の答弁がありました。 かくして本法案審議中に、農林当局と農林中央金庫との話し合いが進められ、	その結果について農林当局から、農林中央金庫における開拓農業短期資金の金利は、差当日歩二銭四厘に引下げることにあり、更に日本銀行の通格手形の取扱の条件が備われば、日歩二銭二厘まで引下げ得ることになる旨の説明があり、審議の結果、委員会においては、「金利は日歩二銭二厘に引下げ得るものであり、日歩二銭四厘は交渉の現段階におけるものである」と了解せられたのであります。 かくして質疑を終り、討論に入りまして、ところ、河野委員から、原案に賛成であるが、開拓農業短期資金の金利引下げについて、政府の格段の措置を求め、次のような附帯決議を行いたい旨動議が提出せられました。即ち、 開拓融資保証法案に關する附帯決議 開拓農業については、その特殊な事情から、これが必要とする農業短期資金は特別低利なことを必要とするにかかわらず未だこれが実現を見るに至つていないことは失当と云わなければならない。 今回政府は開拓融資保証制度によつて開拓農業短期資金の融通に資せんとしているのであるが、然し金利の是正については未だ見るべきものがないのは遺憾とするところである。 既に実施されている開拓信用基金制度の実績についてみるに開拓農業
---	--	---	--	---

資金の回収は極めて良好であつて償還不能のものは殆ど皆無であるとの趣であつて、しかも、今回開拓融資保証制度が確立すれば資金回収の確実性は益々向上するものと認められる。かかる事情にかんがみて、政府は、この際、開拓農業短期資金の融通及びこれが金利を日歩二銭二厘以下に引下げるよう速かに適当な措置を講ずべきである。

右決議する。

なお、ここに開拓農業短期資金の融通という中には、「資金源の確保、国の保証責任の拡大及び貸出手続の簡素化等、一切の事項を含むものである」ことが附加せられております。

又清澤委員から、我が国農村構成上重大な部分を占める零細農について、社会政策的対策の確立を要望して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て、河野委員の提案にかかる附帯決議と共に、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これにより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、お諮りをいたします。宇垣一成君から、病氣のため十三日間請假の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

(異議なしと答へる者あり)

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知をいたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請假

一、西日本水害状況及び西日本水害対策本部の対策事項に関する大野

國務大臣の報告

一、日程第一 道路整備費の財源等

に関する臨時措置法案

一、日程第二 道路整備費の財源等

に関する臨時措置法案

一、日程第三 開拓融資保証法案

一、議員の請假

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員 佐藤 尚武君 高良 とみ君
小林 武治君 小林 政夫君

楠見、義男君	岸 良一君	津島 壽一君	大野木秀次郎君	山田 節男君	東 隆君
北 勝太郎君	上林 忠次君	小瀧 彬君	古池 信三君	内村 清次君	荒木正三郎君
加藤 正人君	梶原 茂嘉君	榎原 亨君	大谷 賢雄君	羽生 三七君	千葉 信君
柏木 康治君	加賀山之雄君	高橋 衛君	横山 フク君	三木 治朗君	加藤シヅエ君
奥 むめお君	井野 碩哉君	重政 廣徳君	小澤久太郎君	市川 房枝君	須藤 五郎君
赤木 正雄君	山川 良一君	木内 四郎君	藤野 繁雄君	戸叶 武君	木島 虎藏君
森 八三三君	村上 義一君	石村 幸作君	青山 正一君	白川 一雄君	野本 品吉君
宮城タマヨ君	三浦 辰雄君	秋山俊一郎君	入交 太蔵君	石川 清一君	最上 英子君
三木與吉郎君	廣瀬 久忠君	仁田 竹一君	永岡 光治君	三浦 義男君	松永 義雄君
前田 穰君	西田 隆男君	加藤 武徳君	上原 正吉君	武藤 常介君	寺本 廣作君
林 了君	豊田 雅孝君	郡 祐一君	西川基五郎君	平林 太一君	八木 秀次君
中山 彌藏君	田村 文吉君	小野 義夫君	徳川 頼貞君	八木 幸吉君	加瀬 完君
土田国太郎君	高橋 道男君	藤田 潤君	平井 太郎君	千田 正君	相馬 助治君
竹下 豊次君	杉山 昌作君	川村 松助君	白波瀬米吉君	有馬 英二君	菊田 七平君
高瀬莊太郎君	横川 信夫君	池田宇右衛門君	島津 忠彦君	長谷部ひろ君	木村福八郎君
新谷寅三郎君	伊能 芳雄君	湯山 勇君	小林 英三君	上原 愛一君	箱見 祐輔君
雨森 常夫君	木村 守江君	草葉 隆國君	黒川 武雄君	松原 一彦君	
安井 謙君	西川弥平治君	石坂 豊一君	井上 知治君		
高野 一夫君	井上 清一君	岩沢 忠恭君	栗山 良夫君		
石井 桂君	川口爲之助君	秋山 長造君	阿具根 登君		
関根 久蔵君	酒井 利雄君	海野 三朗君	大倉 精一君		
吉田 萬次君	鋤木 亨弘君	河合 義一君	岡 三郎君		
佐藤清一郎君	谷口弥三郎君	龜田 得治君	田中 一君		
森田 豊壽君	長島 銀藏君	白井 勇君	清澤 俊英君		
宮本 邦彦君	滝井治三郎君	森下 政一君	小酒井義男君		
宮田 重文君	大矢半次郎君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君		
田中 啓一君	松本 昇君	江田 三郎君	小林 孝平君		
石川 榮一君	植竹 春彦君	久保 等君	森崎 隆君		
石原幹市郎君	松岡 平市君	安部キミ子君	矢嶋 三義君		
岡田 信次君	西郷吉之助君	岡田 宗司君	山口 重彦君		
一松 政二君	寺尾 豊君	堂森 芳夫君	吉田 法晴君		
左藤 義詮君	中川 以良君	中田 吉雄君	小笠原二三男君		
中山 壽彦君		菊川 孝夫君	若木 勝藏君		

昭和二十八年七月十三日 参議院會議録第二十一号

二四六

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(郵送料別)
発行所 東京郵船区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三〇〇
振替東京一九〇〇官報